

尼崎市屋外広告物条例の手引

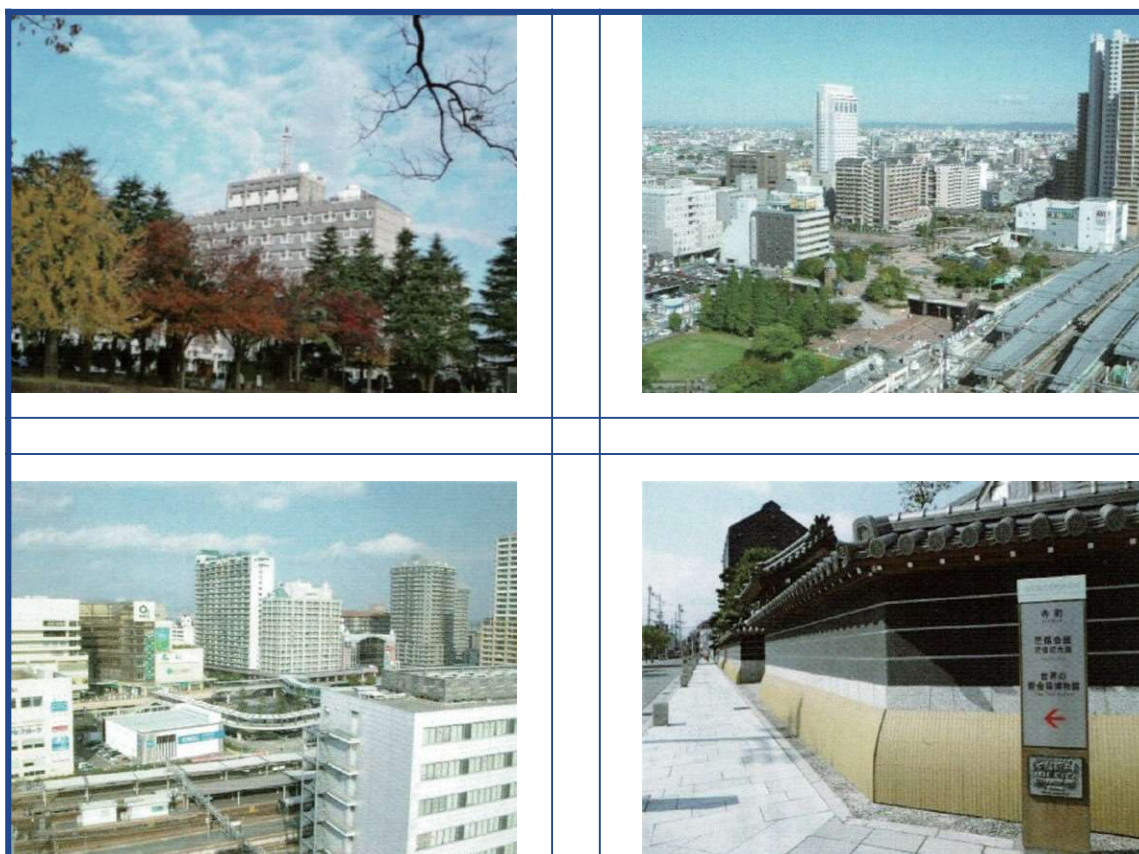
屋外広告物は、一たび表示し、又は設置すると長い間多くの人の目に触れるものとなります。

乱立する屋外広告物は、見た人に雑多なまちの印象を与えると同時に、結果的にどの広告も目立たなくなり、屋外広告物としての機能が低下することになります。

また、まぶしい照明や過度に原色を用いた屋外広告物は、見た人に不快な思いをさせることがあり、まちの景観を損ねる要素になります。

さらに、屋外広告物の表示又は設置やこれらの管理が適正に行われないと、公衆に危害を及ぼすことがあります。

ルールを守り、優れた屋外広告物を表示し、又は設置することで、美しく、魅力的なまちなみを演出していきましょう。



令和6年11月

尼崎市開発指導課

1 規制の構成と概要

① 尼崎市屋外広告物条例

禁止地域等以外の区域 (いわゆる許可地域) (P 2 参照) 一の事業所等において表示され、又は設置されようとする広告物等が次の基準に適合すれば、市長の許可を受けてその表示又は設置(以下「表示等」といいます。)が可能となります。 ① 共通基準 (P 4) 広告物等の表示等の基準で広告物等全般の共通のものです。 ② 個別基準 (P 5 ~ 8) 広告物等の表示等の基準で広告物等の種類ごとのものです。	禁止地域等 (P 2 参照) 原則として広告物等を表示し、又は設置することができない区域又は場所です。
禁止物件 (P 3 参照)	許可地域内又は禁止地域内のいずれかにかかわらず、原則として広告物等を表示し、又は設置することができない物件です。
適用除外 (1) 許可地域内 広告物等が、小規模、少数であるなど、許可の対象外となる基準 (P 9) に適合していれば、許可無しでその表示等が可能となります。 (2) 禁止地域等内 ア 広告物等が、小規模、少数であるなど、禁止地域等における適用除外基準 (P 10) に適合していれば、許可を受けてその表示等が可能となります。 イ 広告物等が、非常に小規模、少数であるなど、許可の対象外となる基準 (P 9) に適合していれば、許可無しでその表示等が可能となります。 (3) 禁止物件 特定の禁止物件においては、禁止物件における適用除外基準 (P 10) に適合していれば、許可を受けてその表示等が可能となります。 (4) 許可地域内、禁止地域等内及び禁止物件 法令の規定により表示され、又は設置される広告物等その他の適用除外広告物等 (P 10) は、許可地域内、禁止地域等内又は禁止物件のいずれにおいても、許可無しでその表示等が可能となります。	

② 他法令の許可等

道路法による道路占用許可及び
道路交通法による道路使用許可が必要

道路敷地や道路の上空に設置する場合

建築基準法による
工作物確認申請が必要

高さ 4 m を超える広告物を設置する場合

2 主な用語の定義

「屋外広告物」とは

次の4つの要件を満たすものをいいます（屋外広告物法第2条第1項）。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

「広告物等」とは

屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいいます（尼崎市屋外広告物条例（以下「条例」といいます。）第1条）。

「自家用広告物等」及び「管理用広告物等」とは

自家用広告物等

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居宅又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいいます（条例第2条第3号）。

管理用広告物等

自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいいます（条例第2条第4号）。

3 規制の区域等

条例は、広告物等の表示等の規制を、まず、次のとおり区域、場所及び物件に分けて行っています。

(1) 許可地域と禁止地域等

条例上尼崎市域は、「許可地域」と「禁止地域等」に区分されます。「許可地域」では、市長の許可を受ければ広告物等の表示等が可能ですが、「禁止地域等」では、原則として広告物等の表示等が禁止されています。

ホームページから屋外広告物規制区域図の閲覧ができます。



許可地域

区 分	用途地域、道路沿道等
商業系地域	近隣商業地域及び商業地域(市長が指定するJR尼崎駅周辺地域及び阪神尼崎駅周辺地域（以下「JR尼崎駅周辺地域等」といいます。）を除きます。)
その他の区域	第1種・第2種住居地域、準住居地域、JR尼崎駅周辺地域等、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

禁止地域等

種 別	用途地域、道路沿道等
第1種 禁止地域	・文化財保護法の規定により指定された建造物及び記念物並びに尼崎市文化財保護条例及び兵庫県文化財保護条例の規定により指定された文化財等並びにこれらの建造物等から50m以内の区域 など
第2種 禁止地域	・第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域 ・尼崎市都市美形成条例に規定する都市美形成地域(寺町) ・都市公園 ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地 ・古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域 など
第3種 禁止地域	・名神高速道路(路端から200m以内の区域) ・阪神高速道路(路端から50m以内で、道路の路面高から高さ15mまでの空間) ・阪神高速湾岸線(路端から200m以内の区域) 上記、区域内で、高速道路上から視認することができる地域 など

備考

- 1 第1種禁止地域が第2種禁止地域又は第3種禁止地域と重複する場合におけるその重複する区域又は場所は、第1種禁止地域とします。
- 2 第2種禁止地域が第3種禁止地域と重複する場合におけるその重複する区域又は場所は、第2種禁止地域とします。

(2) 禁止物件

許可地域内又は禁止地域等内のいずれかにかかわらず、景観への配慮や公衆に対する危害防止の観点から、次に掲げる物件は、広告物等を表示し、又は設置することができない物件（禁止物件）として指定されています。

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| ・ 橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路分離帯 | ・ 街路樹及び路傍樹 ・ 電柱、街灯 |
| ・ 信号機、道路標識、カーブミラー、道路上のさく | ・ 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら |
| ・ 郵便ポスト、公衆電話ボックス ・ 銅像、記念碑 | ・ パーキングメーター、パーキングチケット発給設備 |
| ・ 石垣、擁壁 ・ 発電用風力設備、送電塔、送受信塔、照明塔 | ・ 煙突、ガスタンク、水道タンク など |

これらの広告物等は 条例違反です

※ 禁止物件であっても、一定の基準を満たす場合は、表示等が可能なものがあります（P 1 0 参照）。



4 共通基準

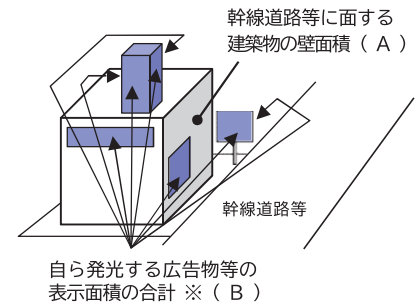
- ① 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする。
- ② 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあつては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。
- ③ ネオンサインその他照明を使用する広告等にあつては、昼間における美観の維持に必要な措置を講じること。
- ④ 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ⑤ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の境界線から100m以内の区域に表示し、又は設置する広告物等で、それぞれの区域から視認できるものにあつては、ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。
- ⑥ 第1種・第2種住居地域及び準住居地域においては、一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等を除く。）の表示面積の合計は、10㎡を超えないこと。その他、高さ15mを超える建築物に広告物等を表示し、又は設置する場合は、条例第14条第1項に規定する総表示面積の基準に適合する必要があります。

⑦ 自ら発光する広告物等（内照式広告物等）の総量規制

対象：幹線道路等※1に接する敷地

区 分	商業系地域	その他の区域
自光率 (右図参照)	25%以下	20%以下
	ただし、40㎡以下のものは除く。	
その他	周辺住環境に配慮した輝度とするよう努めること。	
	—	高さ1.5mを超える広告物等に点滅灯の類及び回転灯の類(病院の緊急入口表示灯その他安全のために設置されるものを除く。)を附帯しないこと。

※1 ホームページから幹線道路等位置図の閲覧ができます。



※複数の事業者等が1つの敷地内において、それぞれ個別に広告物等の表示等を行う場合、他の事業者等が表示等を行う広告物等も含みます。

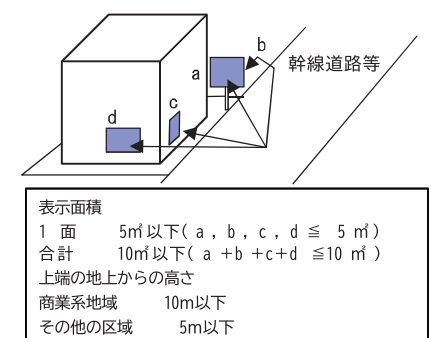
自光率
 $B/A \times 100 = 25\%$ 以下（商業系地域）
 20% 以下（その他の区域）

⑧ 可変表示式広告物（動画広告物※2）

対象：幹線道路等※1に接する敷地

区 分	商業系地域	その他の区域
表示面積	1面 5㎡以下、合計10㎡以下	
上端の地上からの高さ	10m以下	5m以下

※2 60秒以上静止した映像のみを表示するものは含まれません。



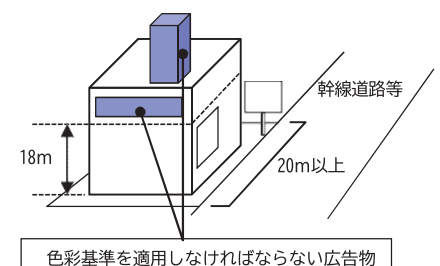
表示面積
 1 面 5㎡以下 (a, b, c, d ≤ 5㎡)
 合計 10㎡以下 (a + b + c + d ≤ 10㎡)
 上端の地上からの高さ
 商業系地域 10m以下
 その他の区域 5m以下

⑨ 高さが18 mを超える部分に設置する広告物等

対象：幹線道路等※1に20 m以上接する敷地

区 分	第1種・第2種住居地域、準住居地域、準工業、工業地域
色 彩 基 準	建築物の地上からの高さ18mを超える部分に表示され、又は設置される広告物等(表示等の期間が1か月以内のものを除く。)の地色(文字その他の具体的な図柄以外の色)は、右表の色彩基準に適合したものであること。ただし、地上からの高さが18mを超える部分において、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 当該建築物等の外壁及び附帯工作物の色彩並びに当該広告物等の地色で色彩基準に適合しないものの色の部分の面積の合計が、当該外壁面積の5%以下である場合 (2) 当該広告物等における地色部分の面積が20㎡以下である場合

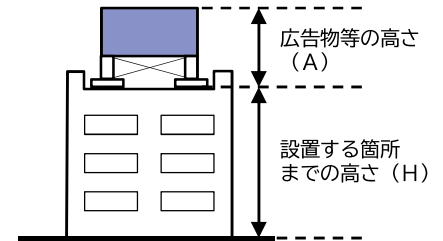
色 相	明 度	彩 度
R, YR, Y系	6 以上	3 以下
無 彩 色	7 以上	—
そ の 他		2 以下



5 個別基準（主なもの）

① 屋上を利用するもの

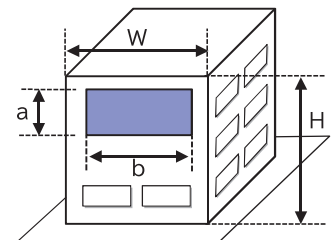
区 分	商業系地域	その他の区域
広告物等の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m(準工業地域、工業地域及び工業専用地域は、7m)以下
上端の地上からの高さ	52m以下(一定基準を満たすものは、超過可能。)	47m以下(同左)
設置場所	木造建築物の屋上部分への表示等の禁止	
その他の設置方法	・ 設置屋上部分の外端の垂直面からの突出禁止 ・ 支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮へいすること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する広告物等については、この限りでない。 ア その表示面が1方向のみであり、かつ、その高さが4m以下である広告物等 イ その支柱が1本のみである広告物等 ウ その支柱又は骨組を地上から視認することができない広告物等 ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサイン及び光源の点滅が急速であるものの使用禁止	



商業系： $A \leq H \times 2/3$ かつ 10m
 その他： $A \leq H \times 1/2$ かつ 5m (7m)

② 壁面を利用するもの

区 分	商業系地域	その他の区域
表示面積の合計	壁面積の1/4以下	壁面積の1/5以下
上端の地上からの高さ	52m以下(一定基準を満たすものは、超過可能。)	47m以下(同左)
その他の設置方法	・ 広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下 ・ 壁面の外郭線からの突出禁止 ・ 窓又は開口部をふさがないこと(広告幕を除く。) ・ 意匠が同一のものは、1壁面に1枚(基)。ただし、意匠が同一のものが次のアからエまでのいずれかに該当する場合については、この限りでない。 ア その相互間の距離が10m以上あるものである場合 イ 店舗の名称等を表示するためのもので、その表示面積が2㎡以下であり、かつ、建築物等の出入口付近に1枚(基)表示し、又は設置されるものである場合 ウ 帯状広告物等(テント庇、窓面等に水平に一定の間隔で帯状に表示し、又は設置されるもので、その帯状の部分の幅が30cm以下のものをいう。以下同じ。)である場合(当該帯状広告物等が1種類である場合に限る。) エ 管理用広告物等である場合	



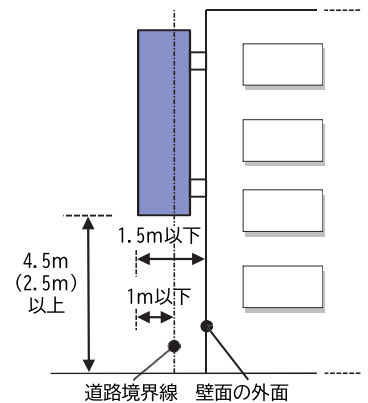
商業系： $a \cdot b \leq W \times H \times 1/4$
 その他： $a \cdot b \leq W \times H \times 1/5$

※複数の事業者等が1つの壁面において、それぞれ個別に広告物等の表示等を行う場合、他の事業者等が表示等を行う広告物等も含めた表示面積の合計を基準内とする必要があります。

(注) LEDサインを使用する場合、その表示面積に4を乗じて得た面積により、表示面積の合計を算定します。
 「壁面」とは、建築物の壁面、仮囲いの面をいいます。

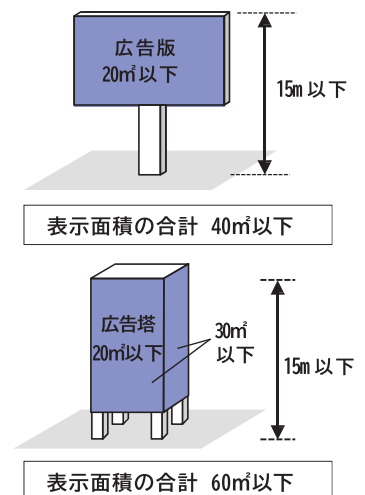
③ 壁面から突出するもの

区 分	商業系地域	その他の区域
壁面等からの突出の出幅	壁面から1.5m以下、道路境界線から1m以下	
上端の地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
下端から道路面までの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)	
その他の表示方法	・壁面の上端を越える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。 ・交通信号機から10m以内においては、ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用及び光源の点滅の禁止	



④ 自己の敷地に固定して設置するもの（自己敷地内建植広告物等）

区 分	商業系地域	その他の区域
表示面積	・ 広告板 1方向の表示面積20㎡(LEDサインの場合5㎡)以下、表示面積の合計40㎡(LEDサインの場合10㎡)以下 ・ 広告塔 1方向の表示面積20㎡(LEDサインの場合5㎡)以下、それぞれ接する2方向の表示面積の計30㎡(LEDサインの場合7.5㎡)以下、表示面積の合計60㎡(LEDサインの場合15㎡)以下	
数 量	2基以下。ただし、次のア又はイに該当する広告物等で、その表示面積の合計が、その設置に係る敷地の道路境界線の長さに2mを乗じて得た面積の5分の1を超えない場合(当該道路境界線が2以上ある場合は、当該広告物等からの最短距離が最も短い道路境界線ごとに、当該道路境界線に係る広告物等の表示面積の合計が当該道路境界線の長さに2mを乗じて得た面積の5分の1を超えない場合)においては、当該広告物等はその基数に算入しない(P7のイメージ図参照)。 ア その表示面積が2㎡以下で、かつ、その上端の地上からの高さが2m以下のもの イ 管理用広告物等 ※ その他、この表の欄外の緩和措置(注)あり。	
上端の地上からの高さ	15m以下	LEDサインの場合10m(交通信号機からの距離が50m以下である場合5m)以下
その他の表示方法	—	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管が露出しているネオンサイン及び光源の点滅が急速であるものの使用禁止



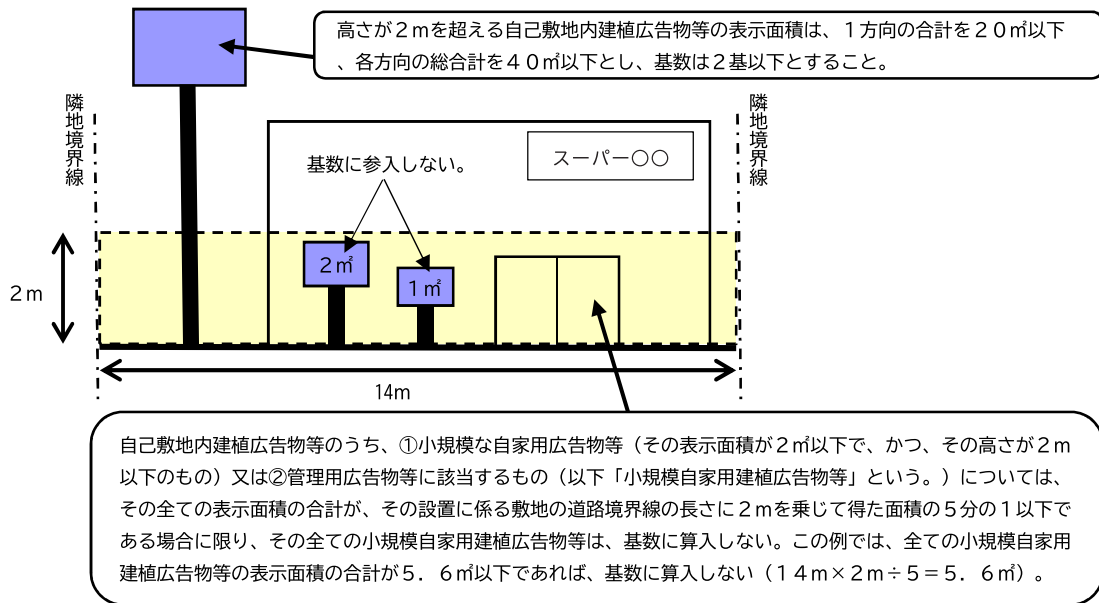
(注) 数量の緩和措置について

- (1) 店舗面積が3,000㎡以上の店舗又は敷地面積が10,000㎡以上である施設における数量は、敷地に接する道路ごとに2基以下となるほか、駐車場表示広告物等※は、基数に算入しないことができます(許可の対象にはなりません。(2)において同じ。))。
- (2) 店舗面積が500㎡を超え、3,000㎡未満である店舗又は施設利用者用の駐車場で駐車場の用に供する部分の面積の合計が500㎡以上のものをその敷地内に設置している施設((1)の店舗及び施設を除きます。)における数量は、2基以下ですが、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができます。

※「駐車場表示広告物等」とは、自動車駐車場等の場所を表示するもの、自動車駐車場等への進入路又は自動車駐車場等からの退出路を表示するもの、駐車区画の満車又は空車を表示するもの、自動車駐車場等を管制するためのもの等です。ただし、自己の氏名、名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が、全体の表示面の面積の4分の1以下であることが条件となります。

この緩和措置の基準は、尼崎市ホームページで閲覧することができます。
 トップページ【市報ID検索】に「1005075」と入力 > 「尼崎市告示第394号平成21年11月20日」

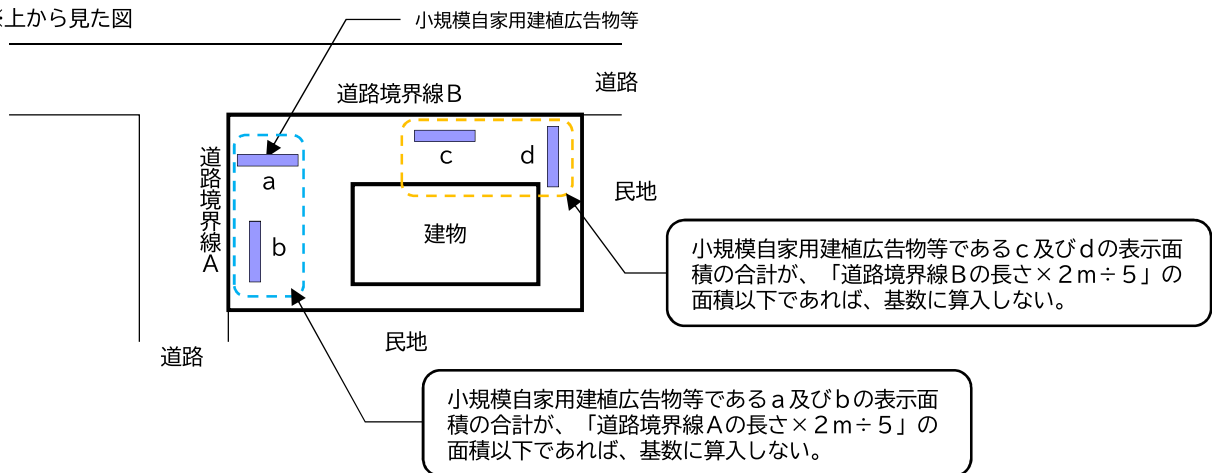
(ただし書き 参考例1)
道路境界線の長さが14mである店舗の例



(ただし書き 参考例2)
道路境界線が複数存在する場合

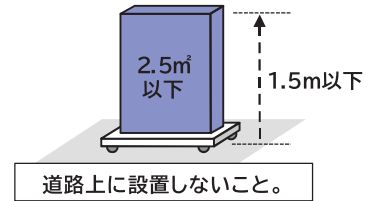
小規模自家用建植広告物等の設置に係る敷地の道路境界線が複数ある場合において、小規模自家用建植広告物等が基数の不算入の対象になるか否かについては、小規模自家用建植広告物等から最も近い道路境界線ごとにこれを判断する。

※上から見た図



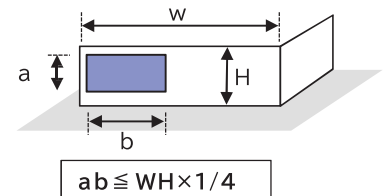
⑤ 看板

区 分	商業系地域	その他の区域
表示面積	—	1方向の表示面積2.5㎡以下
上端の地上からの高さ	—	1.5m以下
設置の場所	道路上に設置しないこと。	



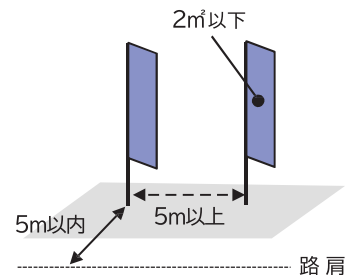
⑥ 垣又は塀を利用するもの

区 分	基 準
表示面積の合計	垣又は塀面積の1/4以下
その他の表示方法	・ 垣又は塀の外郭線から突出させないこと。 ・ 意匠が同一のものは、1壁面に1枚(基)。ただし、意匠が同一のものが次のアからエまでのいずれかに該当する場合については、この限りでない。 - ア その相互間の距離が10m以上あるものである場合 - イ 店舗の名称等を表示するためのもので、その表示面積が2㎡以下であり、かつ、建築物等の出入口付近に1枚(基)表示し、又は設置されるものである場合 - ウ 常設広告物等(テント底、窓面等に水平に一定の間隔で帯状に表示し、又は設置されるもので、その帯状の部分の幅が30cm以下のものをいう。以下同じ。)である場合(当該常設広告物等が1種類である場合に限る。) - エ 管理用広告物等である場合



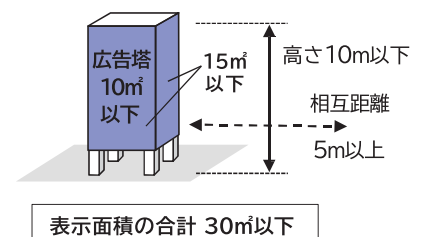
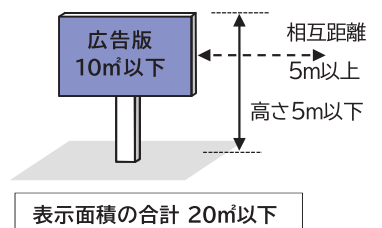
⑦ 広告旗

区 分	基 準
表示面積	2㎡以下
広告物等の相互間の距離	道路の路肩から5m以内の場所に表示し、又は設置する場合は、5m以上



⑧ 自己の敷地外に固定して設置する一般的なもの(いわゆる野立広告物)

区 分	特定地域を除く許可地域
表示面積※1	・ 広告板 1方向の表示面積10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下 ・ 広告塔 1方向の表示面積10㎡以下、それぞれ接する2方向の表示面積の合計15㎡以下、表示面積の合計30㎡以下
地上からの高さ	・ 広告板 5m以下 ・ 広告塔 10m以下
広告物等の相互間の距離	5m以上
設置場所	・ 特定区域※2への設置禁止 ・ 交通信号機又は踏切からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色(マンセル色票系の彩度10以上の色)の色数2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等(ネオンサイン、LEDサイン又は光ファイバーを利用するもの)の使用及び光源の点滅の禁止



※1 道路、鉄道等の路端から100m以上離れているものについては、それぞれの上限の面積に2を乗じて得た面積となります。

※2 「特定区域」とは、次に掲げる区域をいいます。

- ・ 県道尼崎池田線の路端から100m以内の区域
- ・ 山陽新幹線の路端から200m以内の区域(用途地域内のものに限り、駅構内を除く。)
- ・ JR西日本鉄道福知山線・東海道本線・神戸線、阪急電鉄神戸線及び阪神電鉄本線の各路端から100m以内の区域(用途地域内のものに限り、駅構内を除く。)
- ・ 猪名川、武庫川及び藻川(各河川区域から展望できる地域で、各河川区域の境界線から100m以内の区域)

6 許可の対象外となる基準

広告物等を設置する場合は許可が必要ですが、広告物等の種類と区域の区分に応じ、次の基準に適合すれば、**許可は不要**となります。

	区 分	許可地域	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
自家用 広告物等	表示面積の合計	1事業所等※1につき 10㎡以下	1事業所等につき5㎡以下		
	数 量	3枚(基、個)以下(自己の敷地に固定して設置するものは、2基以下。管理用広告物等の数量において同じ。)			
	表示等が可能なもの (共通基準※2及び各 広告物等の個別基準 に適合しているもの に限る。)	屋上を利用するもの 壁面を利用するもの 壁面から突出するもの 自己の敷地に固定して設 置するもの 垣又は塀を利用するもの アドバルーン、広告旗、置 看板	壁面を利用するもの 自己の敷地に固定して設 置するもの 垣又は塀を利用するもの アドバルーン、広告旗 置看板	壁面を利用するもの 壁面から突出するもの 自己の敷地に固定して設 置するもの 垣又は塀を利用するもの アドバルーン、広告旗 置看板	屋上を利用するもの 壁面を利用するもの 壁面から突出するもの 自己の敷地に固定して設 置するもの 垣又は塀を利用するもの アドバルーン、広告旗 置看板
	色 彩	特になし	彩度の高い色の色数は2色以下。 使用色数が4色以上である場合で、地色に彩度の高い色を使用するときの当該地 色部分の面積は、当該地色部分の存する表示面の面積の1/2以下。		
	自己の敷地に固定して 設置するものの上 端の地上からの高さ	15m以下(LEDサイン※ 3使用時は除く。)	5m以下	7m以下	10m以下
	その他の表示方法	特になし	壁面から突出するものの 禁止。ネオンサイン等※4 を使用しない。 光源の点滅禁止	ネオンサイン等につい ては、「建築物を利用するも の、かつ、ネオン管が露 出していないもの」以外 は使用しない。 光源の点滅禁止	ネオン管が露出している ネオンサイン又はLEDサ インの使用及び光源の急 速な点滅の禁止 高速道路等沿道における 屋上部分上の広告板又は 広告塔にあっては、光源 の点滅の禁止
管理用 広告物等	表示面積の合計	1団の土地又は1物件に つき10㎡以下	1団の土地又は1物件に つき5㎡以下	1団の土地又は1物件に つき10㎡以下	1団の土地又は1物件に つき10㎡以下
	数 量	3枚(基、個)以下	2枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下
	表示等が可能なもの (共通基準※2及び各 広告物等の個別基準 に適合しているもの に限る。)	屋上を利用するもの 壁面を利用するもの 壁面から突出するもの 自己の敷地に固定して設 置するもの 垣又は塀を利用するもの アドバルーン、広告旗、置 看板	壁面を利用するもの 自己の敷地に固定して設 置するもの 垣又は塀を利用するもの アドバルーン、広告旗 置看板	壁面を利用するもの 自己の敷地に固定して設 置するもの 垣又は塀を利用するもの アドバルーン、広告旗 置看板	屋上を利用するもの 壁面を利用するもの 壁面から突出するもの 自己の敷地に固定して設 置するもの 垣又は塀を利用するもの アドバルーン、広告旗 置看板
	色 彩	特になし	彩度の高い色の色数は2色以下。 使用色数が4色以上である場合で、地色に彩度の高い色を使用するときの当該地 色部分の面積は、当該地色部分の存する表示面の面積の1/2以下。		
	自己の敷地に固定して 設置するものの上 端の地上からの高さ	15m以下(LEDサイン ※3使用時は除く。)	5m以下	7m以下	10m以下
	その他の表示方法	特になし	壁面から突出するものの 禁止。ネオンサイン等を使 用しない。 光源の点滅禁止	壁面から突出するものの 禁止。建築物を利用する ネオンサイン等(ネオン管 が露出しているもの以外 のもの)以外のネオンサ イン等を使用しない。 光源の点滅禁止	壁面から突出するものの 禁止。ネオン管が露出 しているネオンサイン又は LEDサインの使用及び光 源の急速な点滅の禁止 高速道路等沿道における 屋上部分上の広告板又は 広告塔にあっては、光源 の点滅の禁止

※1 「1事業所等」とは、一の自己の居宅、事業所、営業所又は作業所をいいます。

※2 共通基準は、「4 共通基準」(P4)の項目をご確認ください。

※3 「LEDサイン」とは、発光ダイオードを利用するもの(次のいずれかに該当するものは除く。)です。

(1) 不透明なガラス板等で覆われているもの

(2) 給油所における給油料金の表示、一時貸し駐車場における駐車区画の満車又は空車の表示等に供されるもののうち、光源の点滅がないもの、数字又は文字のみが発光するもの、単色のもの及び輝度が調整可能で周辺環境に配慮されたもの

※4 「ネオンサイン等」とは、ネオンサイン、LEDサイン又は光ファイバーを利用するものをいいます。

7 禁止地域等における適用除外基準

禁止地域等では、原則として広告物等の表示等が禁止されていますが、自家用広告物等に関し、禁止地域等の種類の区分に応じ、次の基準に適合すれば、市長の許可を受けてその表示等が可能となります。

区 分	自家用広告物等
第1種 禁止地域等	【表示面積等】 1事業所等につき10㎡(自己の名称等の表示部分以外の表示部分は、5㎡)以下かつ3枚(基、個)以下。 【場 所】 屋上を利用するもの及び壁面から突出するものの禁止。 【高 さ】 自己の敷地に固定して設置するものの上端の地上からの高さは5m以下。 【色 彩】 彩度の高い色の色数は2色以下。使用色数が4色以上である場合で、地色に彩度の高い色を使用するときのその地色部分の面積は、当該地色部分の存する表示面の面積の1/2以下。 【その他の表示方法】 ネオンサイン等の使用及び光源の点滅の禁止。 「4 共通基準」(P4)(⑤は除く。)のほか、壁面を利用するもの、自己の敷地に固定して設置するもの、垣又は塀を利用するもの、アドバルーン、広告旗及び置看板の各個別基準(P5～8)。
第2種 禁止地域等	【表示面積等】 1事業所等につき20㎡(自己の名称等の表示部分以外の表示部分は、10㎡)以下かつ4枚(基、個)以下。 【場 所】 屋上を利用するものは原則として禁止。 【高 さ】 自己の敷地に固定して設置するものの上端の地上からの高さは7m以下。 【色 彩】 彩度の高い色の色数は2色以下。使用色数が4色以上である場合で、地色に彩度の高い色を使用するときのその地色部分の面積は、当該地色部分の存する表示面の面積の1/2以下。 【その他の表示方法】 ネオンサイン等(建築物利用のもの(ネオン管が露出しているネオンサイン等を除く。))の使用及び光源の点滅の禁止。 「4 共通基準」(P4)(⑤は除く。)のほか、壁面を利用するもの、壁面から突出するもの、自己の敷地に固定して設置するもの、垣又は塀を利用するもの、アドバルーン、広告旗及び置看板の各個別基準(P5～8)。
第3種 禁止地域等	【表示面積等】 1事業所等につき30㎡(自己の名称等の表示部分以外の表示部分は、15㎡)以下かつ5枚(基、個)以下。 【高 さ】 自己の敷地に固定して設置するものの上端の地上からの高さは10m以下。 【色 彩】 彩度の高い色の色数は2色以下。使用色数が4色以上である場合で、地色に彩度の高い色を使用するときのその地色部分の面積は、当該地色部分の存する表示面の面積の1/2以下。 【その他の表示方法】 ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用及び光源の急速な点滅の禁止、高速道路等沿道における屋上部分上の広告板又は広告塔にあっては、光源の点滅の禁止。 「4 共通基準」(P4)(⑤は除く。)のほか、屋上を利用するもの、壁面を利用するもの、壁面から突出するもの、自己の敷地に固定して設置するもの、垣又は塀を利用するもの、アドバルーン、広告旗及び置看板の各個別基準(P5～8)。

8 禁止物件における適用除外基準

禁止物件のうち「石垣、擁壁その他これらに類するもの」、「発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔」及び「煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの」においては、管理用広告物等に関し、次の基準に適合すれば、市長の許可を受けてその表示等が可能となります。

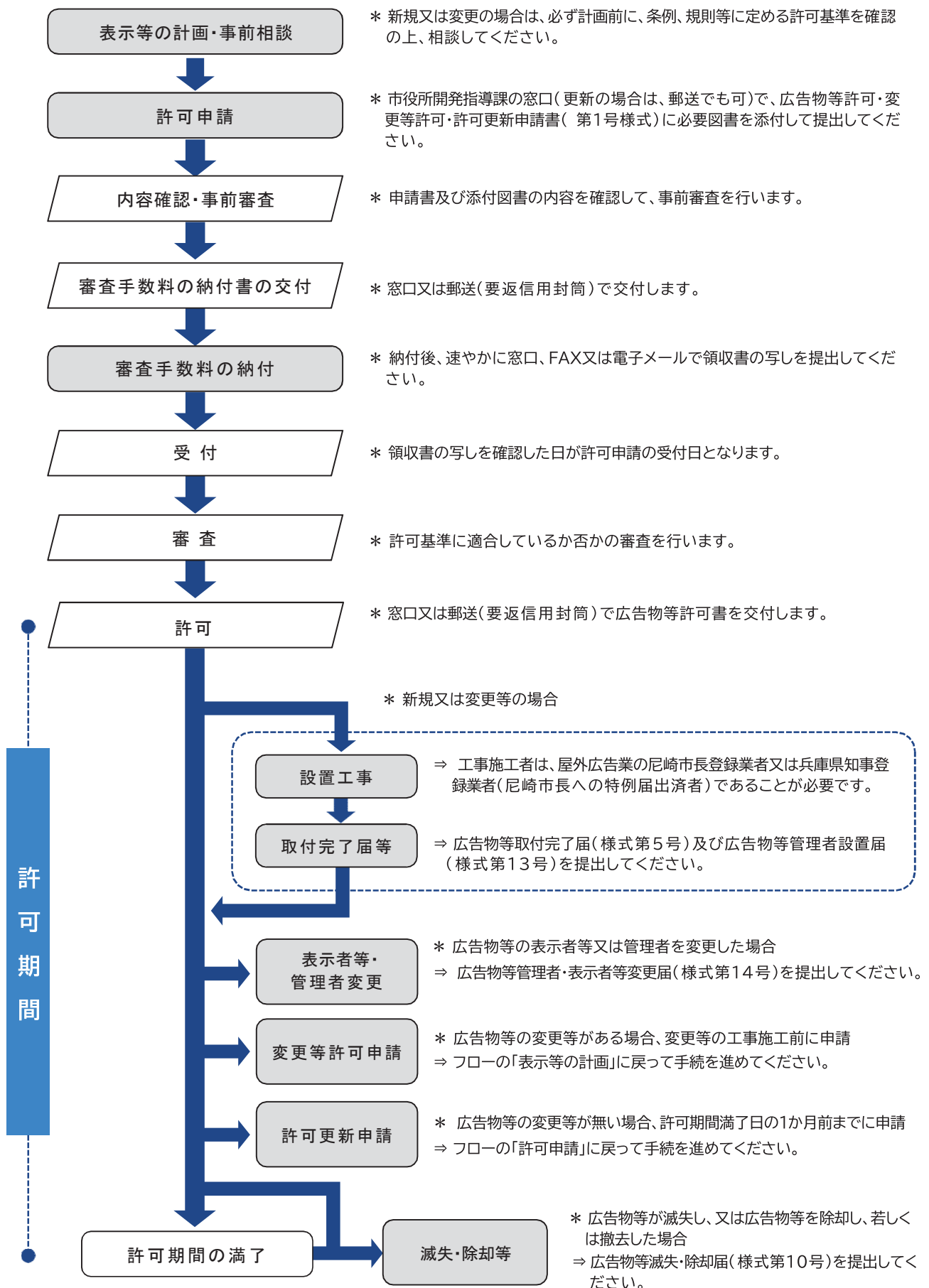
区 分	基 準
表示面積	5㎡以下
数量	1物件につき1枚(基、個)
表示等の場所	・禁止地域等においては、石垣、擁壁その他これらに類するものには表示等をしないこと。 ・物件の外郭線から突出させないこと。
色彩	・彩度の高い色の色数は2色以下。 ・使用色数が4色以上である場合における地色への彩度の高い色の使用は表示面の1/2以下。

9 適用除外広告物等

次の広告物等は、許可地域、禁止地域等及び禁止物件であっても、表示等が可能です。

- ① 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの
- ② 国、地方公共団体及び市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもの（5㎡を超えるものは要届出）
- ③ 公職選挙法による選挙運動のため使用するポスター等
- ④ 公益上必要な施設及び物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等
- ⑤ 尼崎市が所有・管理する土地等に表示し、又は設置されるスポンサー広告物等（その広告料として尼崎市に支払われる金銭が当該土地等の維持管理等の公益的な取組の実施費用に充てられるもの）

10 許可申請等・届出手続



11 許可申請等時の提出図書

許可申請に必要な書類その他の図書は、次のとおりです。申請書は、尼崎市ホームページからダウンロードできます。トップページの【市報ID検索】に「1008690」と入力 > 広告物等許可申請等様式のページ

更新手続は、郵送でも行うことができます。郵送による納付書又は許可書の受領を希望する場合は、納付書用及び許可書用の返信用封筒の各1部に郵送先を記入し、返信用切手を貼付してこれらを同封してください。

	提出図書	新規又は 変更等	更新
1	広告物等許可・変更等許可・許可更新申請書（第1号様式）	●	●
2	別紙（第1号様式の2）	●	—
3	付近見取図	●	●
4	カラー写真（全景） 表示等の場所周辺の状況も確認できるもので、申請日前3月以内に撮影したもの	●	●
5	広告物等の仕様書、構造図及び模写図 ・形状、寸法（広告物等のうち屋上を利用するもの、壁面を利用するもの、敷地に固定して設置するものは、地上からの高さを含む。）及び表示面積並びに材料、施工及び構造に関する内容を確認できるもの ・色彩（カラー）及び意匠を明らかにしたもの	●	—
6	建築物利用の広告物等である場合の図書 ・4及び5の図書 ・当該建築物の立面図、平面図、断面図及び配置図 ・当該建築物における広告物等との位置関係（変更等の場合は、既存広告物等との位置関係を含む。）を明らかにしたもの ・壁面利用の広告物等については、図面上に壁面面積及び表示面積が分かる計算式を表記したもの	○	—
7	高速道路周辺の場合は、高速道路からの最短距離及び高速道路からの視野（展望）の有無を確認できる図書	○	—
8	特定区域（P8の※2参照）内においては、路端等からの距離を明らかにした図面、他の広告物等、交通信号機、踏切等までの距離確保の規定がある場合は、その距離を明らかにした図面	○	—
9	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に貸看板を掲出する場合は、敷地内での既存貸看板の位置図、模写図及びカラー写真	○	○
10	承諾書等 広告主が所有し、又は管理する土地その他の物件に表示し、又は設置する場合は、当該広告主にその土地等の使用権原を付与したことを証する書類（承諾書、契約書等）の写し	○	○
11	道路占用許可書等の写し 道路上等に広告物等を表示し、又は設置する場合	○	○
12	点検結果報告書（様式第4号又は様式第4号の2） 当該広告物等の管理状況が分かるもの	—	●
13	委任状 申請事務を屋外広告業者等に委任する場合	○	○
14	その他市長が必要と認める図書	○	○

12 審査手数料・許可期間

広告物等の区分	審査手数料の額			許可期間
看板によるもの 広告板によるもの 広告塔によるもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	3年以内
	5㎡以上10㎡未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10㎡以上15㎡以下のもの	1枚又は1基につき	3,000円	
	15㎡を超えるもの	1枚又は1基につき	3,000円 に15㎡を超える5㎡又はその端数 ごとに1,000円を加えた額	
アーチによるもの	1基につき		4,000円	
宣伝車に設置するもの	1台につき		2,000円	
車体に表示するもの	1個につき		300円	※1
電柱又は街灯を利用するもの	1個につき		300円	1年以内
バス停留所又は消火栓標識 を利用するもの	1個につき		300円	
アーケードを利用するもの	1個につき		300円	
広告幕 ※2	1枚につき		300円	1月以内
立看板	1個につき		300円	
はり紙及びはり札※3	100枚につき		300円	
アドバルーン	1個につき		800円	
広告旗 ※2	1個につき		300円	
その他	1枚、1基又は1個につき		300円	

※1 同一車体に7個以上表示するとき又は1個の表示面積が3㎡を超えるものがあるときは、車体1台につき2,000円

※2 「広告幕」のうち恒常的に表示され、又は設置されるものは「広告板によるもの」、「広告旗」のうち恒常的に表示され、又は設置されるものは「看板によるもの」とみなす。

※3 100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。

13 特定の広告物等における広告物等管理者等の資格

次の広告物等を表示し、又は設置するときは、広告物等に関する資格を有する者をその管理者としなければなりません。また、次の広告物等(その表示等から8年が経過したものに限り、)の点検者についても、当該資格を有する者でなければなりません。

- 1 土地に固定して表示し、又は設置する広告物等(広告板、広告塔その他これらに類するものをいう。)で、その高さが4mを超えるもの又はその表示面積が10㎡を超えるもの
- 2 建物を利用する広告物等(屋上を利用するもの、壁面を利用するもの又は壁面から突出するものをいう。)で、その表示面積が5㎡を超えるもの(壁面に塗料等で直接描画したもの及びタイル等で表示したものを除く。)
- 3 アーチを利用するもの
- 4 街路灯に添架するもの

広告物等に関する資格とは、次のとおりです。

- 1 屋外広告士(屋外広告物法第10条第2項第3号イ)
- 2 都道府県、指定都市又は中核市が開催する講習会※を修了した者
- 3 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者(職業能力開発促進法第28条第2項、第44条第2項、第15条の7 第1項)
- 4 サインクリエイター
- 5 建築士(建築士法第2条第1項)
- 6 電気工事士(電気工事士法第2条第4項)
- 7 特殊電気工事資格者認定証(電気工事士法施行規則第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係るものに限る。)の交付を受けている者(電気工事士法第4条の2第1項)
- 8 第1種、第2種又は第3種のいずれかの電気主任技術者免状の交付を受けている者(電気事業法第44条第2項)
- 9 屋外広告物点検技能講習修了者【点検者のみ】

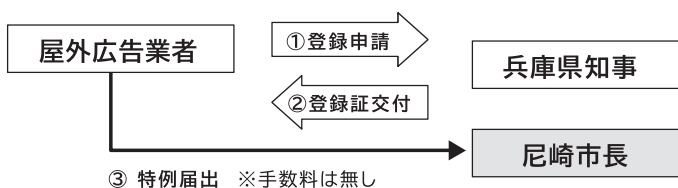
※ 関西2府4県の自治体によって年2回開催するものです。開催地は年度ごとに変わります。

14 屋外広告業の市長の登録制度・特例届出制度

尼崎市域内で屋外広告業を営むには、市長の登録を受けなければなりません。登録の有効期間は、5年間であり、期間満了後は更新の登録の申請が必要です。新規の申請又は更新の登録の申請のいずれにおいても、10,000円の審査手数料が必要です。

ただし、屋外広告業の兵庫県知事の登録を受けている方については、その旨を市長に届け出れば、市長の登録を申請する必要はありません。なお、市長の登録を受けている方が兵庫県知事の登録を受けたときは、その市長の登録の効力が失われるため、引き続き尼崎市域内で屋外広告業を営む場合は、必ず市長宛てにこの届出(特例届出)を行ってください。

特例届出は、兵庫県知事の登録が更新される度に、速やかに行ってください。



登録の申請方法、特例届出の方法等については、尼崎市ホームページに掲載されている「屋外広告業の登録制度及び特例届出制度のあらまし」、「屋外広告業の登録について」及び「屋外広告業の特例届出について」をご覧ください。

屋外広告業の登録制度及び特例届出制度についてはこちら



この手引は、条例等の内容の全てを掲載しているということではありません。ご不明な点等がありましたら、次の問合せ先までお問い合わせください。

お問合せ先

尼崎市都市整備局都市計画部 開発指導課 都市美・屋外広告物担当
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号(市役所本庁舎 北館5階)
TEL06-6489-6606(直通) FAX06-6489-6597
Eメール: ama-kaihatsushidou@city.amagasaki.hyogo.jp

令和6年11月発行

